

# 新潟米の輸出拡大に向けた北米向けプロモーション等業務 に係る企画コンペティション募集要領

令和 8 年 9 月 11 日 制定  
新潟県農林水産部食品・流通課

## 1 事業目的

新潟米の輸出においては、市場規模の大きいアメリカが主要な輸出先の 1 つとなっているが、関税措置等による影響が懸念されており、安定的な輸出ルートの構築が喫緊の課題となっている。

こうした中、北米最大の輸入港や日本人街を有するカリフォルニア州ロサンゼルス市には、現地の日本食レストラン等が多数参加する米国日系レストラン協会（J R A : Japanese Restaurant Association、以下「J R A」と言う。）があり、日本文化の普及や日本食の魅力発信等に取り組んでいる。

新潟米の安定的な輸出拡大に向けては、現地のレストラン等の実需者と、新潟米の価値や魅力を深く理解してもらい、新潟米を選び続けてもらえる関係を築いていくことが有効と考えられるため、会員との幅広い連携も期待できる J R A とタイアップした取組を通じて、J R A 会員や現地実需者との関係づくりと合わせた新潟米の P R と将来に向けた商流構築を行う。

## 2 委託業務の名称

新潟米の輸出拡大に向けた北米向けプロモーション等業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 12 月 10 日（木）まで

## 4 実施主体

新潟県（以下「県」という。）

## 5 取組対象国

アメリカ（ロサンゼルス）

## 6 委託業務の内容

### （1）イベント「Sushi & Sake Festival」における新潟米 P R

アメリカ・ロサンゼルスで行われる J R A 主催の日本食・日本酒の普及イベントに新潟県名義のブースを出展して新潟米を P R するとともに、今後の商流構築に繋がるよう、J R A 加盟レストラン等との関係性構築を行うこと。

なお、新潟米の P R にあたっては、県がこれまでに作成した動画等の販促ツールを活用することが可能（使用を希望するツール等については、委託決定後、県と調整すること）。

ア イベント名

Sushi & Sake Festival

イ 主催

米国日系レストラン協会 J R A (Japanese Restaurant Association)

- ウ 日時  
令和8年11月1日（日）午前11時～午後3時
- エ 会場  
DoubleTree by Hilton Hotel Los Angeles Downtown  
(120 S Los Angeles St, Los Angeles, CA 90012)
- オ ブース出展費用  
\$800 ※委託料に含むこと
- カ 想定来場者  
JRA加盟レストラン関係者、ディストリビューター等輸出関係者、政府機関、一般消費者等 1,000名程度
- キ 委託内容  
ブース出展に必要な準備一式、試食提供等を実施する場合に必要な新潟米サンプルの手配・輸送、イベント当日のブース設営、ブース来訪者への新潟米PR対応、将来に向けた商流の構築（協会会員や現地実需者との関係づくり、新規販路の開拓、継続的な商談の場の設置など）、県職員が渡航する場合のフォロー
- ク （参考）JRA概要 <https://jraamerica.org/ja/home-j1/>  
・会 員 数：約250社  
・主な活動：米国における日本食・日本酒関連業界の支援や日本食文化の普及を目的に、日本食・日本酒の普及イベント、食品衛生・労務等のセミナー、レストラン経営者・料理人向け研修、日本文化紹介イベント等を実施。

## （2）成果報告書の提出

委託業務完了後、実施結果を踏まえた成果報告書等を契約期間内に提出すること。

### ア 成果報告書（電子媒体）

以下の内容を記載すること。

#### （ア）事業の結果概要

下記の項目は必ず記載すること。

- ・ブース来訪者数（概算で可）
- ・ブース来訪者の新潟米に対する反応
- ・新潟米に関心を示した相手方実需者等のリスト（記載項目は県と別途調整）

#### （イ）委託業務に関する課題、分析、考察

### イ 活動記録写真（電子媒体）

### ウ 委託業務を通じて増加した今年度の新潟米の輸出力・取扱量

委託契約期間内に報告できない場合は、年度末頃（時期別途調整）の報告も可能とする。

## 7 委託料限度額

3,000千円（消費税、地方消費税及び現地諸税等を含む。）

## 8 採択方法

提案を受けた企画の中で、効果が見込まれるものから順に予算の範囲内で採択する。

## 9 参加要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 対象国に自社拠点や協力企業・団体等を有し、対象国の市場環境や消費動向を見極めながらプロモーション等を展開できる者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

## 10 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

### (1) 参加申込み

#### ア 提出書類

(ア) 新潟米の輸出拡大に向けた北米向けプロモーション等業務に係る企画コンペティション参加申込書【別紙 1】

(イ) 会社概要（9 参加要件（1）を満たすことを確認できるもの）

(ウ) 県税納税証明書（令和 8 年 1 月 1 日以降に発行されたもの。新潟県の県税の納入義務を有する者のみ）

#### イ 申込期限

令和 8 年 9 月 17 日（木）正午必着

#### ウ 申込先

書類提出先に同じ

#### エ 申込方法

電子メール

※ 件名を「新潟米北米プロモーション等参加申込み」とすること。

### (2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和 8 年 9 月 18 日（金）までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

## 11 質疑応答

本要領について不明な点がある場合は、以下の方法により質問すること。

### (1) 質問方法

「新潟米の輸出拡大に向けた北米向けプロモーション等業務に係る企画コンペテ

イション質問事項」【別紙2】を電子メールにより提出すること。

※ 件名を「新潟米北米プロモーション等質問」とすること。

※ 電話での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年9月15日(火) 正午

(3) 回答方法

令和8年9月16日(水) までに新潟県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、募集要領の追加又は修正とみなす。

## 12 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類 電子データ (PDF)

ア 企画提案書

(ア) 6 委託業務の内容を踏まえ、以下の項目について記載すること。

①企画内容

以下の事項は必ず記載すること

- ・ブースの想定イメージ図(使用予定の装飾・販促資材等を含む)
- ・ブース来訪者に対する具体的な新潟米のPR方法
- ・将来に向けた商流構築のための相手方(JRA 会員や現地実需者等)との効果的な関係性の構築方法
- ・委託業務を通じて増加する今年度の新潟米の輸出量・取扱量見込

②実施スケジュール

③実施体制

④類似業務実績

(イ) 提案書は、表紙に「新潟米の輸出拡大に向けた北米向けプロモーション等業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。

(ウ) できるだけ詳細に記載し、適宜画像等を用いて効果的に説明すること。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

(オ) 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

イ 見積書

(ア) 消費税、地方消費税及び現地諸税等を含め記載すること。

(イ) 企画内容の項目ごとに内訳が分かるように記載すること。

(ウ) 宛名は「新潟県知事 花角 英世」宛てとし、住所、法人名、代表者名を記載の上、代表者印を押印(正本のみ)すること。

※「発行責任者及び担当者(同一でも可)」の氏名、連絡先の記載があれば、代表者印の押印は不要。

(2) 留意事項

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 提出期限等

期 限：令和8年9月30日(水) 正午(時間厳守)

提出先：問合せ先に同じ

方 法：紙媒体のものは持参又は郵送、電子データはメールにより提出するものとする(郵送の場合は提出期限必着)。

### 13 審査及び結果の通知

下記の審査基準に基づき審査し、提案を受けた企画の中で、事業効果が見込まれるものから順に予算の範囲内で採択する。

審査の結果は、本企画コンペティションの全ての参加者に書面で通知する。

| 審査項目   |           | 審査の視点                                             | 配点 |
|--------|-----------|---------------------------------------------------|----|
| 提案内容   | 全体        | 事業の趣旨を理解した上で企画立案している。                             | 10 |
|        | 新潟米のPR    | 協会会員や現地実需者との関係づくりと合わせ、新潟米を効果的にPRできる方法となっている。      | 10 |
|        | 将来的な商流の構築 | 協会会員や現地実需者との関係づくりと合わせ、今後の商流構築に繋がる提案となっている。        | 20 |
|        | 新潟米の輸出拡大  | 委託業務を通じて、今年度中の新潟米輸出量の増加が見込まれる提案となっている。            | 5  |
| 事業実施能力 | 組織・運営体制   | 十分な現地ネットワーク、スタッフ、ノウハウ及び実績を有するなど業務を遂行する体制が確保されている。 | 5  |
|        |           |                                                   | 50 |

### 14 その他

- (1) 企画書等の作成に要する一切の費用（旅費、通信費を含む。）は、事業者の負担とする。
- (2) 本要領に定められた事項に違反した場合は失格とする。
- (3) 参加申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、「参加申込辞退書」【別紙3】を提出すること。
- (4) 契約は、審査を経て決定した事業者、新潟県が協議の上、締結する。
- (5) 事業者は、契約の締結に際して「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

### 15 スケジュール（予定）

| 実施日        | 内容                     |
|------------|------------------------|
| 9月11日（金）   | 公募開始（新潟県ホームページに掲載）     |
| 9月15日（火）正午 | 質問締切                   |
| 9月16日（水）   | 質問に対する回答（新潟県ホームページに掲載） |
| 9月17日（木）正午 | 参加申込締切                 |
| 9月18日（金）   | 参加資格の審査・確認結果通知         |
| 9月30日（水）正午 | 企画書提出期限                |
| 10月上旬      | 企画内容等審査、委託事業者決定        |

## 16 問合せ先（照会先及び書類提出先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県農林水産部食品・流通課販売戦略班（新潟米担当） 担当：平山

TEL：025-280-5427

E-mail：[ngt060040@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt060040@pref.niigata.lg.jp)

参考：地方自治法施行令

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。